

埼玉県中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付要綱

平成28年4月7日決裁

平成29年4月3日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

(趣 旨)

第1条 中山間地域等直接支払交付金の適切かつ円滑な実施の促進に資するため、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）に基づいて事業を行う交付事業者に対し、当該事業に要する経費について、毎年度、予算の範囲内において交付金を交付する。

2 前項の交付金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 交付金の交付の対象となる事業、経費及び交付率は、別表第1のとおりとする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号及び第2号のとおりとし、その提出期限は、毎会計年度定めるものとする。

2 交付事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税額に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の合計金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(添付書類の省略等)

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類の添付は要しない。

(軽微な変更)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、別表第2のとおりとする。

(交付決定通知書)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、交付金の交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図る上で、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着手届を様式第4号により知事に提出するものとする。

2 前項のただし書きにより交付決定前に着手する場合にあっては、交付事業者は事業の内容が明確となり、かつ、推進交付金の交付が確実となってから着手するものとする。また、この場合においても、交付事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了知の上で行うものとする。

(計画変更等の承認申請手続)

第8条 交付事業者は、規則第6条の規定に基づいて知事の附した条件に基づき、知事の承認を受けようとする場合は、様式第5号の計画変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、様式第6号の概算払請求書を知事に提出するものとする。

なお、概算払は、協議が整った範囲で行うものとする。

(遅延)

第10条 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第7号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 交付事業者は、交付金等の交付の決定があった年度の12月31日現在における交付事業の遂行の状況について、様式第8号の状況報告書を作成し、当該年度の1月20日までに知事に提出しなければならない。ただし、様式第6号の概算払請求書をもって、これに代えることができるものとする。

(実績報告書の様式等)

第12条 規則第13条の報告書の様式は様式第9号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出時期は、交付事業の完了（交付事業の廃止、事業年度の完了の場合を含む。）後30日以内または3月31日のいずれか早い日とする。

3 交付事業者は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月20日までに様式第10号により作成した年度終了実績報告書を知事に提出しなければ

ならない。

4 第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした交付事業者は、前項の報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

5 第3条第2項のただし書きにより交付の申請をした交付事業者は、第1項の報告書を提出した後において、消費税額及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した交付事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第11号による消費税等相当額の報告書を速やかに報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、規則第14条の規定による額の確定のあった日の翌年5月末日までに、知事に報告しなければならない。

（補助金等の額の確定通知）

第13条 規則第14条の規定による交付金の額の確定通知は、様式第12号により行うものとする。

（財産処分制限の緩和期間）

第14条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、それぞれ1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、事業年度終了（当該財産の取得年度終了）後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている施設については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし、大蔵省令に定めのない施設については、農林水産大臣が別に定める期間とする。

（書類の整備等）

第15条 交付事業者は、交付事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、交付金等の用途を明らかにしておかなければならない。

2 交付事業者は、前項の収入及び支出等についての証拠書類を交付事業完了の日の属する会計年度の翌年度の会計年度から5年間整備保管しておかなければならない。

3 交付事業者は、取得財産等においては、前項の規定に関わらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等並びに様式第13号により財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（交付金調書）

第16条 交付事業者は当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及

び科目別計上金額を明らかにする様式第14号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

第17条 市町村は、地方公共団体以外の規則第2条第6項の規定による間接補助事業者に交付金を交付するときは、当該間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。

(2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、様式第15号による指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(書類の経由)

第18条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、管轄の農林振興センターの所長を経由するものとする。

(細則への委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度の交付金から適用する。

別表第2（第5条関係）

事業	軽微な変更
中山間地域等 直接支払推進 事業	国庫交付金の30%以内の減

様式第1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付申請書

下記により 年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金交付申請額 円

2 事業の目的

3 事業の内容等
添付書類のとおり

- （注）
- 1 添付書類として、日本型直接支払推進交付金交付等要綱第5の3により提出した日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画書を添付すること。
 - 2 提出した日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画書の内容に変更があるときは、変更後の日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画書の変更箇所を分かるように訂正した上で、提出すること。

様式第2号（第3条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

推進組織の長

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付申請書

下記により 年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金の交付を受けたいので、補助金等の
交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付金交付申請額 円

2 事業の目的

3 事業の内容等
添付書類のとおり

（注） 1 添付書類として、日本型直接支払推進交付金交付等要綱第5の4により提出した日
本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画書を添付すること。

2 提出した日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画書の内容に変更があ
るときは、変更後の日本型直接支払推進交付金推進組織推進事業実施計画書の変更箇
所を分かるように訂正した上で、提出すること。

番 号
年 月 日

市町村長 様
(推進組織の長 様)

埼玉県知事

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 円

2 支払方法

3 事業の内容

- (1) 交付金交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号で申請のあった中山間地域等直接支払推進事業とし、その内容は、申請書に添付した日本型直接支払推進交付金市町村（推進組織）推進事業実施計画書（以下「市町村（推進組織）実施計画書」という。）のとおりとする。
- (2) 交付事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、市町村（推進組織）実施計画書の経費の配分のとおりとする。

4 交付金の確定

交付金の確定は、交付事業の実支出額と、これに対応する交付金の額（変更された場合は変更された額。）とのいずれか低い額とする。

5 交付金等に関する法令の適用

この交付金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林省規則」という。）に規定する間接補助金に該当するので、同法令の適用がある。

6 交付事業者等の責務

交付事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「県規則」という。）、日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農振第3021号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金交付等要綱」という。）並びに埼玉県中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付要綱（平成28年4月7日決裁。以下「県推進事業費交付金交付要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。

7 交付条件

交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 県推進事業費交付金交付要綱第5条に規定する知事の承認を要しない変更以外の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 交付事業者は、事業費交付金に係る個々の事業の遂行が困難となった場合は速やかに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- (3) 交付事業者は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について、証拠書類を交付事業の終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、県推進事業費交付金交付要綱様式第13号に定める財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

- (4) 交付事業者は、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については農林水産大臣が別に定める期間内）知事の承認を受けずに交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 交付事業者が事業主体となって実施した事業が、適正化法、施行令、農林省規則、県規則、推進交付金交付等要綱、県推進事業費交付金交付要綱の規定に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長
（推進組織の長）

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付決定前着手届

中山間地域等直接支払推進事業について、埼玉県中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので提出します。

記

1 条件

- （1）交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらのあらゆる損失は、市町村（推進組織）が負担するものとする。
- （2）交付決定を受けた交付金が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- （3）当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更はないこと。

2 事業費 円

3 着手予定年月日

4 完了予定年月日

5 交付決定前着手の理由

様式第5号（第8条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長
（推進組織の長）

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金計画変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払推進事業費交付金について、埼玉県中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので承認されたく申請します。

記

- 1 変更交付申請額
- 2 変更の理由
- 3 変更計画の内容
別添のとおり

注1 以下様式第1号又は第2号に準じて作成し、変更に係る部分を2段書きとし、変更前のものを上段に括弧書きすること。

様式第6号（第9条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長
（推進組織の長）

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった中山間地域等直接支払推進事業費交付金について概算払いを受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

交付決定額 ①	既受領額 ②	今回請求額 ③		残高 ①－(②+③)	事業完了 予定年月日
		金額	月 日 まで出来高		
円	円	円	%	円	

2 振込先

口座名義人 (フリガナ)		
金融機関名		
口座番号	普通・当座	
債権管理者番号		

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長
（推進組織の長）

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金遅延届出書

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定を受けた 年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、埼玉県中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付要綱第10条の規定に基づき、提出します。

記

1 交付事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由

2 交付事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること

（注2）交付事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長
（推進組織の長）

年度中山間地域等直接支払推進事業遂行状況報告書

このことについて、埼玉県中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
市町村推進事業	円	円	%	円		

様式第9号（第12条関係）

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長
（推進組織の長）

年度中山間地域等直接支払推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定を受けた 年度中山間地域等直接支払推進事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

注1 以下様式第1号又は第2号の記に準じて作成のこと。

注2 交付金等交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長
（推進組織の長）

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定を受けた 年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、埼玉県中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業 に要する 経費（A）	交付金額	（A）のうち 年度内支出 済額	概算払 受入済額	（A）のうち 未支出 額	翌年度繰 越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- （注）1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

番 号
年 月 日

（あて先）埼玉県知事

市町村長
（推進組織の長）

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付金の交付決定を受けた 年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金について、埼玉県中山間地域等直接支払推進事業費交付金交付要綱第12条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 額の確定額

円

（ 年 月 日付 第 号による額の確定通知額）

2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税相当額

円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

円

4 交付金返還相当額（3－2）

円

注1 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内容を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔 〕

注1 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
〔 〕

注1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第12号（第13条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様
(推進組織の長 様)

埼玉県知事

年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金の額の確定について

年 月 日付け 第 号で交付決定通知をした 年度中山間地域等直接支払推進事業費交付金の額については、年 月 日付け 第 号で提出のあった実績報告に基づき、下記のとおり確定する。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 確定額 | 円 |

様式第13号（第15条関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（推進組織）名 _____

地区名		事業実施年度				年度		中山間地域等直接支払推進交付金						摘要			
事業 区分	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況			
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日		処分の 内容
									国庫交 付金	都道府 県費	市町村 費	その他					
	計																
	計																
	合計																

注1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

注2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。

注3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

注4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第14号（第16条関係）

〇〇年
埼玉県所管

中山間地域等直接支払推進事業費交付金調書

県			市町村名									備考
			歳入			歳出						
交付事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
中山間地域等直接支払推進事業	円			円	円		円	円	円	円	円	
〇〇費												
〇〇費												
その他												

記入要領

- 「交付事業名」欄には、交付事業に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては、款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その他の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加構成予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更生予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業等に係る当方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

番 号
年 月 日

間接補助事業者 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立て書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

（注3）「指名停止等の措置」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な機関を経過した場合は、この限りでない。